北関東防衛局非常勤職員(障害者雇用)募集案内

北関東防衛局では、以下のとおり非常勤職員(障害者雇用)を募集します。

1 採用人員、職務内容等

採用人員	職務内容	勤務先	任用期間 (予定)
4名	一般行政事務の補助的業務○ 電話応対 (内・外)○ パソコンを使用したデータ処理作業○ 業務書類整理、資料作成○ その他、課内における業務補助※ 具体的な業務内容は、適性に応じて調整します。	北関東防衛局 総務部総務課 (埼玉県さいたま市)	令和6年6月1日 ~ 令和7年3月31日

2 応募期間

令和6年4月15日(月)~同年4月30日(火)(必着)

※ 応募書類については、必ず簡易書留による郵送で提出してください。 (持参も可)

3 応募資格

(1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

- ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ精神障害者保健福祉手帳
- (2) 基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること。

次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることができなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成 し、又はこれに加入した者
- (3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 応募手続

最寄の職業安定所 (ハローワーク) を通じて履歴書等をご提出ください。

- ※1 写真規格:申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。
- ※2 通勤・業務遂行上、合理的配慮が必要な方は履歴書等に記載してください。
- ※3 就労支援機関をご利用の方は支援機関のパンフレット及び担当者が分かる書類を同封してください。

5 試験項目、試験日及び試験地

(1) 第1次選考 書類選考 : 合否については、令和6年5月上旬に電話又はメールにてお知らせします。 (合格した場合、第2次選考の日時及び集合場所についてもお知らせします。)

(2) 第2次選考

試験項目	試験日(予定)	試験地
面接試験	令和6年5月13日(月)~17日(金) の間のいずれかの日	北関東防衛局 (埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館)

※ 就労支援機関のご担当者の同行が可能です。同行を希望される方は、応募の際にその旨記載してください。

6 最終合格者の発表

令和6年5月下旬、面接試験受験者に結果を書面にてお知らせします。

7 採用後の処遇等

(1) 身分

防衛省非常勤職員として採用。

(2) 給与

ア 日給 9,123円

イ 通勤手当(月額55,000円以内)、期末・勤勉手当が規則に応じて支給されます。

(3) その他

ア 健康保険(防衛省共済組合)、厚生年金、雇用保険は、原則として加入していただきます。 イ 一週間当たりの勤務時間により、手当・加入保険等の処遇が異なる場合があります。 ※本案内の記載はフルタイムの場合

8 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間等

勤務時間は、原則として8時30分から17時15分まで。 (勤務時間については、相談可。) 休憩時間は、12時00分から13時00分まで。 土曜、日曜及び祝日は休みです。

(2) 休暇

一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与されます。 その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

9 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

連絡先 北関東防衛局総務部総務課 人事係(採用担当)

電話:048-600-1805 (内線2119)

(担当) 川並、斎藤